



福島地方法務局



土地境界が
分からない...

お隣との
トラブルを
解決したい...

土地境界の悩み・トラブルを抱えていませんか？

国による公的解決手段の一つ

筆界特定登記官が筆界を特定する

筆界特定制度

〈福島地方法務局〉

こんな時、どうしたらいいか
分からない、とお困りでしたら、
身近な選択肢として、

筆界特定制度

裁判外紛争解決

手続きがあります。詳しくは
裏面を御覧下さい。



専門家による民間型解決手段の一つ

弁護士と土地家屋調査士が境界問題を解決する

裁判外紛争解決

〈境界紛争解決支援センターふくしま〉



福島県土地家屋調査士会
境界紛争解決支援センターふくしま



筆界特定登記官が筆界を特定する

筆界特定制度

〈福島地方法務局〉

筆界特定制度は、ある土地が登記された際にその土地の範囲を区画するものとして定められた線（筆界）を、筆界特定登記官が明らかにする制度です。

「筆界」とは、簡単に言うと、一筆の土地と隣接する土地の境目を指し、公法上の境界です。
「筆界」は土地所有者同士の合意によって変更することはできません。

相談
申請

福島地方法務局

資料
調査

法務局職員、他、
外部の専門家である、
筆界調査委員も
加わります

現地調査
測量

期日

申請人及び関係人から
意見を聴取します

筆界
特定

筆界特定登記官が
筆界を特定します

連絡先、
手数料等
詳細はこちら



＜連絡先＞
福島地方法務局
不動産登記部門 筆界特定室
〒960-8021
福島市霞町1番46号
☎ 024-534-2048

弁護士と土地家屋調査士が境界問題を解決する

裁判外紛争解決

〈境界紛争解決支援センターふくしま〉

こんなときにご利用ください。

- お隣の方が、境界を越境して車を駐車しており、自分の所有地だと主張して困っている。
- 土地売買のため、お隣との境界を確認しようとしたら、主張が食い違い、争いになった。
- 境界の杭があるのに、隣の方にその杭は境界と認めないと言われ、トラブルになっている。
- 当事者同士では話が進まなくて困っている。

「境界紛争解決支援
センターふくしま」の
目指す解決方法は…

相談



話し合い



和解



その後も仲良く…



困った時に助け合える
お隣同士でありたいですね。

連絡先、
手数料等
詳細はこちら



＜連絡先＞
福島県土地家屋調査士会
境界紛争解決支援センターふくしま
〒960-8131
福島市北五老内町4番22号
☎ 024-535-3937